

地域3あい事業補助金 令和6年度ハンドブック



補助金はもともと税金から成り立つお金のため、使い方にさまざまなルールがあり複雑です。「こんなときはどうしたいの!?'など、困ったときはこのハンドブックをご覧ください。

補助金の予算

補助金は1つの活動に偏って費やすことなく、全体的にバランスよく活動してください。補助金以外にも受益者負担や区費を配当するなど、補助金だけに頼ることなく事業を計画してください。

領収書・レシート

補助金は、事業終了後すべてのお金の使い道を市で確認します。**領収書やレシートをかならず保管してください(※5年間)**。講師への謝礼など、お店のように領収書やレシートが出ないものも、講師に領収書を書いてもらってください。

補助対象と認められる領収書は宛名が『〇〇区地域3あい事業運営委員会(〇〇区3あい)』のもので、様々な集まりの皆様にご協力いただいているかと思いますが、ご注意願います。

1つの領収書の金額に、補助金のほかに区費などがあてられる場合は、「うち、〇〇〇〇円を地域3あい事業補助金で支払い」などと、領収書やレシートの余白にメモしてください。

事業の報告の際には領収書やレシートのコピーを提出いただく必要があります。



クレジットカードやETCカード

補助金は税金から成り立つお金のため、支払いにポイントが生まれて個人が利益を得てはいけません。そのためポイントが付与される**クレジットカードやETCカードは使わないでください**。また、お店で材料などを買ったとき、**個人のポイントカードでポイントを得ないでください**。

食べ物や飲み物

市は補助金で食べ物を買うことを認めていません。補助金は直接に衣食住をまかなうものではなく、活動のための補助金だからです。そのため**弁当やお菓子、飲食店での食事は補助金で支払うことができませんのでご注意ください**。

①会議のときの飲み物(目安は160円以下)、②熱中症予防の飲み物、③料理講座等のための食材、この3つ場合は補助金を使うことができます。



収支決算書の作成例

〇〇年度〇〇〇〇〇〇区地域 3 あい事業収支決算書

自 〇〇年 4 月 1 日 ～ 至 〇〇年 3 月 31 日

収入の部

科目	金額	内訳
市補助金	100,000	
区補助金	50,000	
参加費	63,000	子育て交流会材料費 500 円×18 人 料理教室材料費 750 円×16 人 社会見学参加費 1,000 円×42 人
合計	213,000	

支出の部

科目	金額	補助対象経費内訳	
		金額	用途
まちづくりと自治基本条例	2,972	2,972	会場使用料 2,000 円 ちらしコピー代 972 円
子育て交流会	43,624	15,532	講師謝礼 7,000 円 教材代 7,560 円 ちらしコピー代 972 円
料理教室	65,273	44,132	講師謝礼 7,000 円×2 人 教材代 29,160 円 ちらしコピー代 972 円
社会見学	69,326	17,292	博物館入館料 8,000 円 高速代 4,000 円 保険料 5,292 円
もちつき大会	2,972	2,972	もち米等材料代 2,972 円
会議費等	25,320	15,326	印刷機インク代 4,320 円 会議お茶代 4,526 円 文房具 6,480 円
合計	209,487	98,226	

収入金額	213,000	
支出金額	209,487	
差引残高	3,513	1,774 円 市へ返納、1,739 円 区へ返納

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇年度〇〇〇〇〇〇区地域 3 あい事業収支決算についてその執行は適切であることを認めます。

監査委員 〇〇〇 〇〇〇

監査委員 〇〇〇 〇〇〇

補助金で払えるもの・払えないもの

費目	払えるもの ○	払えないもの ×
報償費	講座の講師謝礼や花束、手土産 区民展出品者への謝礼	茶菓子
需用費	印刷機用紙代 印刷機インク代 コピー代 写真現像代・プリント代 運営に必要な文房具代 会議・行事の飲み物代	弁当代 喫茶店などの飲食代
教材費	活動の材料代（食材も可） 茶道体験の場合の茶菓子 活動の道具代（スコップ、軍手） 博物館などの入場料の補助	景品・啓発品代 お菓子代 弁当代 喫茶店などの飲食代 1万円以上の品物代 耐久性のある品物代
役務費	社会見学（下見を含む）の 有料道路代・ガソリン代 買い出しの際のガソリン代 クリーニング代 保険料	下見の際の飲食代
使用料及び 貸借料	会場使用料 バスや機械のレンタル代	

✓ 補助金の使い道のルールです。区費などはこのルールにはあてはまりません。

一万円以上の物の購入

一万円以上の物は消耗品と認められないため（『財産』として保管や処分を厳しく管理する必要がある物とされます）、**補助金で一万円以上の物を買わないでください。**



補助金の返還

補助金が余ったり、端数がでた場合は返金していただくことになります。報告書類を提出いただいた後、補助金を返還するための納付書を文化・スポーツ課より送付します。

問合せ先

健康生きがい支え合い推進部
文化・スポーツ課 事業推進係
電話 0568-76-1166
F A X 0568-75-8283
メール bunkasports@city.komaki.lg.jp



このハンドブックを
役員の皆さんで
コピーしてご活用く
ださい。